

| | |
|------------------|--|
| Title | 全世界共通最低法人税率の導入：柱2の概要 |
| Sub Title | Introducing global minimum corporate tax : outline of Pillar 2 |
| Author | 佐藤, 正勝(Sato, Masakatsu) |
| Publisher | 慶應義塾大学出版会 |
| Publication year | 2022 |
| Jtitle | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.65, No.5 (2022. 12) ,p.31- 44 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | 柱2の考え方は、全世界共通最低法人税率（15%）による課税（GloBEルール）を導入するというものである。その主な考え方は、次のとおりである。①軽課税国に利益を留保し、税をほとんど負担していない多国籍企業グループから適切な税負担を求める。②求める税負担の基準として、全世界共通最低法人税率15%を設定し、15%に満たない税負担となっている場合、当該多国籍企業グループの最終親会社から、当該満たない税額の納付を求める（IIR）。③全世界連結総収入額が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業グループに対して、適用する。④IIRが適用されない場合には、別途の補完措置として、軽課税支払いルール（UTPR）が適用される。⑤GloBEルールのほかに、源泉地国に対して、条約の恩典を否認できる制度として、租税条約恩典否認ルール（STTR）が設けられる予定である。 |
| Notes | 高久隆太教授退任記念号 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20221200-0031 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

全世界共通最低法人税率の導入

—— 柱2の概要 ——

佐藤 正勝

<要 約>

柱2の考え方は、全世界共通最低法人税率（15%）による課税（GloBEルール）を導入するというものである。その主な考え方は、次のとおりである。①軽課税国に利益を留保し、税をほとんど負担していない多国籍企業グループから適切な税負担を求める。②求める税負担の基準として、全世界共通最低法人税率15%を設定し、15%に満たない税負担となっている場合、当該多国籍企業グループの最終親会社から、当該満たない税額の納付を求める（IIR）。③全世界連結総収入額が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業グループに対して、適用する。④IIRが適用されない場合には、別途の補完措置として、軽課税支払いルール（UTPR）が適用される。⑤GloBEルールのほかに、源泉地国に対して、条約の恩典を否認できる制度として、租税条約恩典否認ルール（STTR）が設けられる予定である。

<キーワード>

GloBEルール、IIR、UTPR、STTR、全世界連結総収入、全世界共通最低法人税率、実効税率、GloBE所得、調整対象税額、最終親会社

はじめに

柱2は、「デジタル経済と課税問題」に対する対処案の一部である。¹⁾「デジタル経済と課税問

1) 2015年10月にOECD（Organization for Economic, Cooperation and Development：経済協力開発機構）から公表されたBEPS最終報告書では、全15の検討項目のうち、『Action 1 デジタル経済と課税問題』のみが、解決策を報告できなかった。この点に関しては、OECD、*OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy, Action 1: 2015 Final Reports*を参照。解決策を報告できなかった理由は、デジタル経済に関して生じていた課税問題は、従来の制度の焼き直しでは、対処できない問題であったからである。逆にいうならば、新しい課税の概念（課税根拠ないし nexus 概念）を創造しない限り、デジタル経済の進展による租税回避という問題を解決することは、できなかったからである。そこで、OECDは、その後、検討を続け、2020年10月の青写真で柱1及び柱2を公表し、2021年6月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議を経て、2021年10月にBEPS包摂的枠組みメンバー136か国が、その基

題」に対する対処案は、柱1及び柱2の二つから構成される。そのうち柱1については、新しい²⁾nexus概念の創造が必要であった。また、その概念についての多国間合意も必要であった。他方、柱2は、新しい概念自体の創造は必ずしも必要ではなく、むしろ、新たな課税手法についての多国間合意が必要とされている。その新たな課税手法とは、GloBEルールであり、2021年10月に³⁾包摂的枠組みにおいてその骨子が合意された。

本稿のテーマである柱2は、多国籍企業が、租税回避の手法を用いて、軽課税国に利益を移転し、税負担を回避ないし軽減させている現状に対処する方策である。具体的には、どこの軽課税国に逃げ込もうとも、全世界共通最低法人税率15%よりも低い税負担となっている企業があれば、

㍷ 本稿の考え及び骨子に同意した。BEPS最終報告書が出てから、約5年がかりで、やっと、新しい課税概念（「重要かつ継続的な関係」——注2）参照）——）ができたことになる。その骨子は、Pillar 1（以下、本文及び注において「柱1」という。）及びPillar 2（以下、本文及び注において「柱2」という。）である。その後、新しい課税制度の詳細、手続きの検討が行われているところである（2022年6月末日現在）。

2) 柱1は、恒久的施設（Permanent Establishment: PE）を有しないで多額の収益を上げることが可能となった最近のデジタル経済の取引に対して、税制が未整備であったという問題に対処する方策である。このことを、租税法上の理念、特に、課税根拠（nexus）の問題として議論するならば、従来の物理的施設概念に加えて、新しく「消費自体に課税根拠を見出す」という考え方が導入された点が新しい。新しい考え方は、「市場経済における重要かつ継続的な関係」といわれる。その内容を具体例でいうならば、ユニークな無形資産である検索エンジンを、日本の消費者が利用し、そのことから収益が得られる日本企業が、当該多国籍企業に対して、利用料ないし使用料を払うというような例が挙げられる。この例においては、当該多国籍企業が日本に物理的施設を置かなくても、日本から収益（例えば年間2兆円）を稼得することが可能となる。なぜなら、まず、日本以外のどこかに多国籍企業が自己のサーバーを置いておいて、日本の消費者が日本の自宅等から、そのサーバーにアクセスすることで検索ができ、利用ができることになる。そして、そうした利用とは、例えば日本企業の広告を日本の消費者が見て、そのサービスを利用し（例：おいしいフレンチレストランの料理内容を検索し、多国籍企業が提供する地図でレストランを探し、そのレストランを利用する）、そうした利用から日本企業が収益（本例においては、レストランが客から受領する食事代金）を得て、その日本企業（レストラン）がその多国籍企業に対して広告料を支払い、多国籍企業はそうした広告料などの収益を得ることができることである。そこで、この多国籍企業の活動地国——日本の利用者・日本企業の所在地国（日本）——にPEがなくても、当該多国籍企業と日本の利用者（消費者）や日本企業との間のデジタルを介した取引関係——それは多国籍企業にとっては、なくてはならない「重要な関係」——に課税根拠を見出し、当該活動地国（利用者・消費者所在地国日本、市場国日本）に、税を配分する。この配分によって、それまでは、（PEがなかったために）課税できなかった活動地国（利用者・消費者所在地国日本、市場国日本）が、税収を得られることになる。なお、税収配分の計算手法については、従来の移転価格の手法ではなく、定式配分法によることになる。

3) 包摂的枠組み（Inclusive Framework: IF）は、次のような経緯で設立された。すなわち、まず、柱1及び柱2の課税問題は、OECDの枠を超えて、世界中の国・地域が統一的に同一の制度に合意しない限り、解決は困難となる。なぜなら、これまで問題が解決されなかった理由は、世界のどこかに逃げ込むことによって、軽課税を受ける多国籍企業が生じていたからである。したがって、全世界の国が例外なく、これらの課税問題の対処案に合意するしか、解決はできないことになる。そこで、OECDの枠を超えて、広く参加国を募り、設置された組織が、IFである。したがって、「デジタル経済と課税問題」に関して、その後におけるIFの決定は、単なるOECD加盟国だけの決定事項というのではなく、世界中の国々が合意したものとして、受け止められつつある。ただし、一部の国が、現時点（2022年6月末日現在）においては、必ずしも賛成していない現状にあることもまた事実である。さらに、これまでの検討過程において賛成の意思を表明している国であっても、自国内の国会の承認については、各々の国に存在するそれぞれの障害により、承認されるかどうか、不透明な国もある。例えば、ある国は、柱1及び柱2の適用・執行にあたり、その国の国会において、多国間条約の承認や各国の国内税法の立法をしなければならない。しかし、その国の国会の勢力図が、賛成派50議席で、反対派50議席であるために、承認ないし立法ができるかが不透明である等の国がある。

15%までの負担を求める。すなわち、今後柱2の導入がもし成功すれば、理論上は、15%以下の税負担となる企業は、柱2の適用上、世界のどこにも存在しないことになる。⁴⁾別の表現をするとすれば、柱2の条件の下では、どの国に進出しようとも、最低15%の税負担を全ての多国籍企業が負うという制度になることである。

柱2が考案された背景として、次の点があろう。すなわち、これまでは、各国が独自に個別にタックス・ヘイブン対策税制を立法して対処してきた。しかし、このような対処の本質的な限界は、軽課税をしようとする国に対する規制ないし強制をする力がないことである。⁵⁾こうした限界を持つ各国別の対処では、軽課税国で軽課税を享受してしまう企業が必ず出てきてしまうという問題——ループホールの存在——を解消することができない。今回の柱2の内容は、各国の課税権の存在という限界の中で、こうしたループホールが、少なくとも柱2の制度上は、(15%という限定付きではあるが)存在しなくなることを確保しようとするものといえよう。

いずれにしても、柱2が世界中で成案を得て、今後、世界中で実際に執行されることになれば、その制度的意味合いは、非常に大きいことになる。単に「大きい」というよりは、むしろ、これまでの100年間に及ぶ世界の所得課税の歴史の中の大変革となる、といえよう。

1 GloBE ルール

OECDは、⁶⁾2021年12月20日に、第2の柱のモデルルール(以下、「モデルルール」という。)を公表した。⁷⁾さらに、OECDは、2022年3月14日、このモデルルールに関するコメントリー(以下、⁸⁾

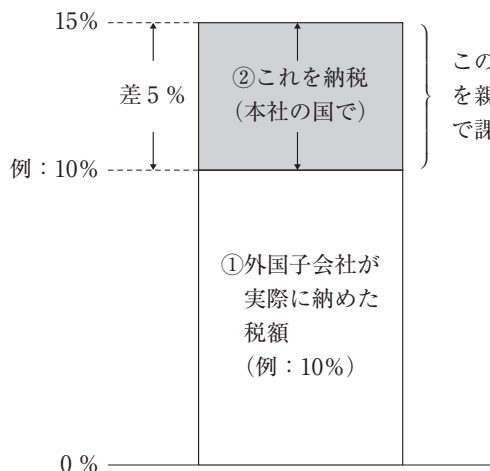
4) ただし、「15%以下の税負担となる企業は、世界のどこにも存在しないことになる。」点に関して、世界の企業が1社残らず15%以上の税負担となることを意味するわけではない。「軽課税であっても柱2により15%以上の税負担となる企業」は、柱2の適用対象となる企業(年間7億5000万ユーロ以上の連結売上収入のある企業)に限っての話である点に注意が必要である。

5) ただし、柱2は、「軽課税国自身自らが税を課税する(徴収する)」ということを経課税国に直接強制する内容とはなっていない。むしろ、多国籍企業グループの最終親会社(通常、高課税国に所在する)に納税させるのが柱2の内容である。その意味で、軽課税国に対する直接強制ではない。この点に関して、注11)の「本制度の意義」を参照。

6) OECDは、「デジタル経済と課税問題」の議論に関しては、従前から、世界の中心的役割を果たしてきた。2015年のBEPS最終報告書の公表を契機に、IFが組織されたことから、OECD自体は、いわゆる先進国クラブから脱却し、世界の主要国のほとんどが、デジタル経済と課税問題の決定に関与するようになってきている。130か国で「世界の主要国のほとんど」といえるのは、これら130か国のGDPの合計が、世界の全GDPの90%を超える点に根拠を置いているからである。OECD, Newsroom, 01/07/2021 *130 countries and jurisdictions join bold new framework for international tax reform* 参照。今後、国際課税問題を議論する場として、実質的に動くのは、IFである。なお、手続き的な問題として、現実的には、IFによる合意が最終ではなく、G20財務大臣・中央銀行総裁会議での合意を経て、必要に応じてG7が表舞台となって、合意が進んできているし、今後もそうした手続きによることになろう。実質的な合意の場であるIFができた意味、ないし、IFが活動する意味は、次のような点にあらう。すなわち、課税主権がいまだに個々の国ごとに独立して保持されている今日の状況が、今後における一部の地域的な統合社会による課税権の共有の実現という時代を経て、やがて、世界的に一つに統合された課税権の実現に至る道筋におけるまさに始まり(の始まり?)としての意味を持つものと(希望的には)考えられる。

7) OECD, Inclusive Framework on BEPS, OECD (2021): *Tax Challenges Arising from the Digitalization of the Economy, Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)*. ここには、いわゆるGloBEルールの範囲と仕組み

IIR の概念図



左図において、「15%」は全世界共通最低法人税率である。「10%」は、この企業グループの子会社が所在する国での税負担（実際上の税負担）が例えば10%だったと仮定した場合の例を示している。結論として、この例では、「5%相当額（15% - 10%）」を、基本的に親会社所在地国で、納税することになる。そのことによって、この多国籍企業グループは、15%を下回る負担となることがないことが確保されることになる。なお、この親会社の国は、そもそもそのような課税をする制度を有しないなどの例外的なケースについては、別途の納税措置（後述「1.3 UTPR」参照。）が、定められている。

「コメンタリー」という。）を公表した。

モデルルール及びそのコメンタリーが公表された意義は、世界中の多国籍企業が、柱2、特にGloBEルール施行によるコンプライアンスコストがどれくらいかなどの観点から、大きな関心を有していたところ、これに対してIFが回答したことにある。したがって、本稿の目的とするところは、モデルルールの主な内容を明らかにすることにある。

以下、モデルルール及びコメンタリーの内容を概観する。

柱2は、大きく二つのルールから構成される。一つは、GloBEルール（Global Anti-Base Erosion Rule：対税源流出全世界ルール）であり、二つ目は、STTR（Subject to Tax Rule：租税条約恩典否認ルール）である。そこで、次に、前者の「GloBEルール」の内容を解説する。

1.1 GloBE ルールの概念の内容

GloBEルールは、IIR（Income Inclusion Rule：所得合算ルール）及びUTPR（後述「1.3」参照。）の二つから成る。GloBEルールの概念、その概念のより中心的な命題としてのIIRの概念は、これまででない新しい課税手法である。したがって、その手法を容易にかつ視覚的に理解する見地から、まずは図示する。なお、上図の②の部分で課税する点が、柱2のポイントである。

1.2 GloBE ルールの具体的内容

GloBEルールは、前述のとおり、多国籍企業グループの実質税負担が、グループ構成事業体の所在地国において、15%以下となっている場合は、原則、最終親会社の国で、15%と実質税負

みについて、基本的な内容が盛り込まれている。

8) OECD, Inclusive Framework on BEPS, OECD (2021).; *Tax Challenges Arising from the Digitalization of the Economy – Commentary to the Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)*. これは、いわゆるGloBEルールの範囲と仕組みについて、事例を含め、解説を述べたものである。すなわち、全226頁から成る詳細なコメンタリーの本である。

担率との差額を課税するルールである。

ここで、多国籍企業グループとは、「最終親会社が所在する国以外の国に、事業体又は恒久的施設を有するグループ」をいう（モデルルール Article 1.2.1）。また、グループとは、「資産、負債、所得等の所有又は支配を通じて関連ありとされる事業体」をいう（モデルルール Article 1.2.1, 1.2.2）。すなわち、最終親会社の連結財務諸表に含まれる事業体が、基本的にこれに該当する。

ここで、最終親会社（Ultimate Parent Entity: UPE）とは、次の（1）及び（2）の二つの要件の両方を同時に満たす事業体をいう（モデルルール Article 1.4.1）。

- （1）他の事業体に対する支配権を直接又は間接に有すること
- （2）他の事業体によって、自己の支配権を直接又は間接に有されていないこと

ここで、構成事業体とは、次の（1）及び（2）の事業体をいう（モデルルール Article 1.3.1）。

- （1）その多国籍企業グループに属する事業体
- （2）前述（1）にいう多国籍企業グループ内の事業体の恒久的施設⁹⁾

なお、事業体のうち、一定のものは、構成事業体とされない（Excluded Entity：除外事業体）。具体的には、構成事業体から除かれるのは、政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金などである（モデルルール Article 1.5.1）。

1.2.1 対象となる多国籍企業の条件——連結総収入額基準——

対象となる多国籍企業は、財務会計上の連結総収入が年7億5000万ユーロ以上となる企業である（モデルルール Article 1.1.1）。なお、規模、重要性の観点から連結対象外となる子会社は、ここにいう7億5000万ユーロ以上か否かの（閾値）計算にあたっては、これらの連結対象外子会社の収入を含めなくて、7億5000万以上かどうかの判定が行われる。ただし、これらの連結対象外子会社は、GloBE ルールの適用対象となるかどうかという観点からは、対象となる場合がある（モデルルール Article 1.2.2）。なお、年7億5000万ユーロという閾値は、単年度のみ連結総収入を見て、当該閾値以上かどうかを判断するのではない。すなわち、原則として、直前4事業年度のうち、最低二つの事業年度の年間連結総収入金額が、各々閾値以上となっていることにより、対象となる（モデルルール Article 1.1.1）。

1.2.2 実効税率——最低税率15%と比較——

実効税率（Effective Tax Rate: ETR）とは、多国籍企業グループの実質税負担の割合を意味する。実効税率が15%以下の税負担となっている場合に、GloBE ルールが発動され、納税がなされる。ここにいう実効税率は、次の算式で計算する（モデルルール Article 5.1.1）。

$$[\text{算式}] \quad \text{実効税率} = \text{調整対象税額} \div \text{純GloBE所得}$$

9) PEは、一般に、人格的にはその事業体（の本店）と同じ法人格を有するので、PEの損益は本店の税務申告書の中に含まれている。したがって、PEが当該事業体（の本店）の所在地国と異なる国に所在する場合には、国ごとに実効税率を計算する必要上、そのPEを、本店とは独立の事業体として取り扱う必要がある。そこで、本文中の第二の条件が、追加的に定められることになった。

以下、実効税率計算の各要素の内容を説明する。

1.2.2.1 調整対象税額

まず、調整対象税額 (Adjusted Covered Tax) の計算は、財務会計上の税金費用から計算が出発する。しかし、税務上の税額を計算することが目的であるから、当該税金費用を税務上のものに修正する必要がある。すなわち、税金費用に本来の対象税額 (Covered Tax) が含まれていない場合は、これを含め、対象税額でないものが税金費用に含まれている場合は、これを除くという作業 (調整) が必要となる。結局、ある国に所在する事業体ごとに支払った対象税額に調整を加えて、全事業体を合計して、その国の調整対象税額が計算される (Jurisdictional Blending) (モデルルール Article 4.1.1)。

ここにいう対象税額とは、具体的には次のとおりである。まず、対象税額は、利益 (又は損失) に係る税額でなければならない (モデルルール Article 4.2.1)。次に、対象税額の計算の出発点は、財務会計上の額である。したがって、財務会計上の税金費用に、固定資産税、物品税等が入っている場合は、これを除外することにより、利益 (又は損失) に係る税額だけを計算することになる (コメンタリー Article 4.1.1, para. 4)。

また、対象税額からは、「GloBE 所得の計算上、GloBE 所得から除外された所得 (例えば、後述の「資本参加免税に係る受領配当) がある場合」には、当該所得に係る税は、対象税額から除外される。したがって、具体的には例えば、資本参加免税に係る配当を受領した場合、その配当に対して課された源泉税があれば、対象税額から減額される (モデルルール Article 4.1.3 (a))。

同様に、PE の所得に係る税は、その PE の税とする。すなわち、その税は本店から分離され、PE に配分される。また、CFC rule (いわゆるタックス・ヘイブン対策税制) により、親会社が親会社の国に納税した税額は、CFC (Controlled Foreign Company) の所在地国に所在する構成事業体の対象税額となる (モデルルール Article 4.3.2)。

次に、税効果会計に関する調整をみる。

ここにいう調整は、会計と税務との相違に起因する問題事項を解決する目的で行われる。以下、事例を用いて説明する (モデルルール Article 4.4) (コメンタリー第4章 para. 67)。

【事例】

- 1 Z国 (法人税率15%) の法人 A 社は、資産 M を100で購入し事業の用に供した。
- 2 減価償却費控除前の A 社の本年の (税法上の) 課税所得は100である。
- 3 次に、Z国の税法では、当該資産 M の減価償却費は、初年度 (本年) に100の損金算入が認められる。結局、本年の A 社の税法上の課税所得は、ゼロである (所得100 - 減価償却費100)。
- 4 他方 GloBE 所得は、基本的に、会計上の数値から出発して計算するのであるから、80となる (収益100 - 減価償却費20)。
- 5 ここで、実効税率を計算すると、次のようなものとなる。

$$\text{実効税率 } 0\% = 0 \div 80$$

6 したがって、トップアップ税額は、次のように、15%となる。

$$\text{[算式]} \quad \underline{15\%}(\text{トップアップ税額}) = 15\%(\text{最低税率}) - 0\%(\text{実効税率})$$

7 前述「6」の意味するところは、「15%相当額の税を納付する」という点にある。

8 ところで、会計上は、税効果会計が採用されているので、次のような処理となる。すなわち、GloBE 所得は80 (=税引き前利益100-減価償却費20)であり、繰延税金負債として12 (=GloBE 所得80×15%)を計上して、調整対象税額に含める。

9 すなわち、調整対象税額は、12となり、実効税率が上昇する。

10 ということは、前述「5」の税務上の実効税率「0%」から、実効税率「15%」に上昇した。つまり、実効税率15%は、最低税率15%との差額がゼロなので、トップアップ税額は、生じないことになる。このことにより、計上時期の相異に起因する状況が、解消されたことになる。

1.2.2.2 GloBE 所得

次に、GloBE 所得 (GloBE Income) は、当該一つの国に存在する構成事業体の会計上の純損益から出発し、種々の調整を加えて計算される (モデルルール Article 3.1.1)。ここにいう種々の調整とは、税金費用、配当、株式譲渡損益など (モデルルール Article 3.2~3.5) である。

具体例を挙げると、次のような調整がある。

(1) 税金費用

実効税率計算に用いる額は、税引き前の額を使用する (モデルルール Article 3.2.1)。具体的には、税引き後の純利益に法人税額等を足し戻して、GloBE 所得を計算する。すなわち、税金費用を、実効税率計算の算式にいう分母に加算する。

(2) 適格還付可能税額控除

研究開発活動に係る税額控除を受けた者の当該税額控除は、実質的に政府からの補助金たる性格を有する。したがって、税額控除としては扱わない。すなわち、実効税率計算上の分子——課税対象税額——の事項として扱うのではなく、分母の事項——すなわち、所得——として扱う (分母の所得に加算する) (モデルルール Article 3.2.4) (コメンタリー第3章 para. 110)。

(3) 特定の受領配当 (資本参加免税)

資本参加免税の性格を有する受領配当は、法人税の課税所得からは除外するという制度を有する国が多い。ちなみに、我が国法人税法でも同様の制度 (外国子会社配当益金不算入制度——法人税法第23条の2——) がある。この考え方が GloBE 所得の計算にも採用されている (モデルルール Article 3.2.1) (コメンタリー第3章 para. 34~36)。具体的には、「10%以上の株式保有」又は「1年以上の株式保有」のいずれかに係る受領配当は、GloBE 所得には含めない。株式譲渡損益についても、同様の考え方が採用されている。

1.2.3 超過利益

超過利益 (Excess Profit) とは、次の算式により計算されるものをいう (モデルルール Article

5.2.2)。

$$[\text{算式}] \quad \text{超過利益} = \text{純GloBE所得} - \text{実体控除}$$

純 GloBE 所得 (Net Globe Income: NGI) は、全ての構成事業体の GloBE 所得から、全ての構成事業体の GloBE 損失を控除して計算される (モデルルール Article 5.1.1)。次の算式参照。

$$[\text{算式}] \quad \text{純GloBE所得} = \text{全構成事業体のGloBE所得} - \text{全構成事業体のGloBE損失}$$

実体控除 (Substance Based Income Exclusion: SBIE)¹⁰⁾ とは、有形資産の帳簿価格と支払い給与額の 5% 相当額を控除することをいう (モデルルール Article 5.3.3, 5.3.4)。ただし、制度導入当初は、有形資産の 8%、支払い給与の 10% から開始し、10 年間で 5% となる。

なお、ここにいる有形資産とは、不動産、工場、設備、天然資源等をいう (モデルルール Article 5.3.5)。また、支払い給与の対象となる社員には、多国籍企業からの指示と支配を受けている者のうち、パートタイムの従業員や、その多国籍企業の通常業務に従事するような独立の契約者も含まれる (モデルルール Article 10.1.1)。

1.2.4 トップアップ税額

トップアップ税額は、次の算式により計算される (モデルルール Article 5.2.3)。

$$[\text{算式}] \quad \text{トップアップ税額} = \text{トップアップ税率} \times \text{超過利益} + \text{追加トップアップ税額} \\ - \text{適格国内最低税率課税額}$$

1.2.4.1 トップアップ税率

トップアップ税率 (Top up Tax Percentage: TTP) とは、最低税率 (15%) から実効税率 (前述「1.2.2 実効税率——最低税率15%と比較——」を参照。) を差し引いた後の税率をいう (モデルルール Article 5.2.1)。次の算式を参照。

$$[\text{算式}] \quad \text{トップアップ税率} = \text{最低税率(15\%)} - \text{実効税率}$$

10) 実体に係る控除は、「Substance Based Income Exclusion」と表現される。実体 (substance) に係る控除が存在する理由は、次の点にあり。まず趣旨に関しては、租税回避などとは無関係の事業、すなわち逆にいうならば、真に実体のある事業を行っている場合には、それは本制度の趣旨 (租税の回避の防止) を貫く (追加課税する) 必要のない事情があると考えられる。典型例をいうならば、まず、例えば無形資産を利用した収益は、無形資産自体の移動が容易であることから、税源浸食リスクが高い資産とみられている事実がある。逆にいうならば、税源浸食リスクの低いものとは何か。その答えとしては、典型的には、有形資産及び人である。すなわち、有形資産と給与とを実体控除の要素として用いた理由はここにある。実体控除が設けられた理由には、政治的かつ現実的な側面の理由もあるかもしれない。その理由は、例えば、免税措置を含む措置を新興国が整備し、免税措置に合致する「実体のある事業」を、ある外資企業がその新興国内で行っているような場合に、関係する。すなわち、その実体に係る部分の収益を当該新興国が免除し、かつ、その免除相当額が先進国の税収となってしまうのは、当該新興国にとっては耐え難いことである。こうした新興国の立場も踏まえた結果、「実体に係る控除」が設けられたものと推察する。以上の点に関して、モデルルールのコメントリー第5章 Article 5.3, para. 25参照。

超過利益にトップアップ税率を乗ずることによって、トップアップ税額が算定される。

1.2.4.2 追加トップアップ税額

追加トップアップ税額 (Additional Current Top up Tax: ACTT) とは、税務上の損失の額 (例: -150) が、GloBE 損失の額 (例: -100) を超えるような場合に、当該超える額 (例: 50) に対して15%で課税するものをいう。具体的には例えば、研究開発費用の損金算入に関して、その損金算入額が、実際費用額を超えるような多額の控除が税務上認められるような場合である。このような場合は、この税務上の損失と GloBE 損失との差額に対して、15%を乗じて計算された税額を、課税する。これを追加トップアップ課税という (モデルルール Article 4.1.5, Article 5.4.1)。

1.2.4.3 適格国内最低税率課税

適格国内最低税率課税 (Qualified Domestic Minimum Top up Tax: QDMTT) とは、国内税法で、GloBE ルールと同様の規定 (以下、「QDMTT」という。) を定めて、最低税率 (15%) までの課税を行うことをいう。適格国内最低税率課税額は、トップアップ税額から差し引くことができるものとして、規定されている。したがって、QDMTT が国内法に導入されると、理論上は、トップアップ課税が、発生しないことになる。その場合、そもそも、柱2の規定自体——すなわち、モデルルールも、そのコメンタリー等も——が、必要がないことになる。理論上は、そのような大きな意味を有する QDMTT については、説明が必要であるので、以下、説明する。

(1) 国内法立法の条件

QDMTT を各国の国内法に定めるにあたっては、次の条件を満たす国内立法を行い、税務行政を執行する必要がある。

- ① その国の構成事業体の超過利益 (Domestic Excess Profits: 国内超過利益) の計算規定は、GloBE ルールと同様の規定とすること
 - ② 国内超過利益に対するその国の課税を、15%で行うこと
 - ③ GloBE ルール及びそのコメンタリーの定めにしたがって、その国は、税務執行をすること
- (2) 本制度の直接的な意味

QDMTT は、各国の国内法に定められることが要請されている。「GloBE ルールによるトップアップ課税」と、「QDMTT による課税」と、二つの課税のうちいずれが優先するかについては、後者、すなわち QDMTT が優先する旨定められている。したがって、QDMTT により15%相当額の課税 (適格国内最低税率課税) が行われることにより、最低税率15%との差が発生しないことになるので、その場合は、GloBE ルールによる課税は行われないことになる。

(3) 本制度の存在意義

そもそも柱2が導入されたのは、軽課税をする国が存在したからである。逆にいうならば、軽課税国が、地球上からどうしてもなくならなかったからである。他方、柱2の GloBE ルールは、軽課税という状況は一切発生しない世界を作るというルールとして導入される。このことを強調して表現すると、GloBE ルールが施行されることによって、「軽課税国で課税されなかった部分

に相当額する税額は、高課税国（通常税率で課税する国あるいは、最終親会社の国）の税収となる」ということを意味する。

QDMTTは、各国がGloBEルールに沿った条件の範囲内で国内税法を立法する限り、自由に、（軽課税国も）立法してよい制度である。したがって、仮に、現時点において軽課税をしている国の全てが、今後、QDMTTを国内法に立法することになれば、15%を最低税率とするGloBEルールが存在する意味は、なくなる。すなわち、GloBEルールは、不要となる。なぜなら、各国が国内法を立法して、15%で課税することで、問題は解決するからである¹¹⁾。ただし、法人税率を例

11) したがって、QDMTTの意義は、あえていうと、次のとおりとなろう。

[本制度の意義]

QDMTTは、軽課税国の「政府」に対して、15%まで税率を上げることが許容するという意味を持つ。なお、GloBEルールは、軽課税国が15%まで税率を上げることが、間接的に強制する措置であるともいえる。その強制のメカニズムは、まず第一段階で、「軽課税国が軽課税をするなら、高課税国が15%徴収するぞ（その税収は軽課税国でなく、高課税国のものにするぞ）」と定め、次の段階で、「もし、軽課税国自身が15%まで税率を上げて、軽課税国の税収にするなら、それは、認めるよ。その場合は、高課税国の税収にはしないよ。軽課税国さん、あなたの国の税収となるよ」と定めているのに等しい。間接強制の意味は、以上のとおりである。

[柱2：GloBEルール全体の意義及び今後]

1（仮に、GloBEルールが施行されたとしても）近い将来には、現行の最低税率（15%）を、15%からさらに上に上げるための改正が問題となるのではないかな。

すなわち、将来のその時点で、「15%」でなく、例えば「20%」を最低税率とするべきである、というような議論が出てくる可能性がある。なぜなら、この議論は、コロナ問題で、多くの国が、財政赤字に陥っている点に関連するからである。つまり、多くの国の所得が軽課税国に流れてしまい、高課税国に税収が入らないことになれば、高課税国としては、全世界共通最低法人税率を（例えば20%に）上げることによって、20%未満の部分の税収を、（高課税国が）得るべきであると考えられるであろうからである。すなわち、新たに、最低税率をいくらに上昇させるべきかという新たな議論が生ずる可能性も否定できない。

2 将来的には、GloBEルールの存在意義自体が問題となる。

GloBEルールは複雑である。このことから必然的に発生する問題は、「多国籍企業にとって手間（コンプライアンスコスト）がかかる」という点である。税制は、一般に、それが複雑である場合は、その存続は危うい。GloBEルールも複雑であるから、その存続は、一般論として危ういと言わざるを得ない。仮に、複雑な税制が存続し続けるとすれば、それは、適用を受ける大企業が、これだけの税務上のコストをかけたとしても、「①それを上回る収益を獲得できた」り（コスト吸収力）、「②税以外の分野（個人的情報の保護等）に関する各国の規制における厳格さ、緩さの度合いがどれくらいか」などの点との比較衡量に依存するであろう。大企業が、GloBEルールのコンプライアンスコストを負担することに我慢ができて、かつ、これらの大企業に課税できていることに高課税国が満足するならば、現行の柱2（GloBEルール）は、成案を得るとともに、存在し続けるであろうが。

さらに、GloBEルールの行く末は、GloBEルールの適用がない企業（大企業たる多国籍企業以外の企業のこと。以下、「非適用企業」という。）の活動如何にも、拠る。仮に、これらの非適用企業が、依然として、軽課税国を利用し続けることになり、その結果、そうした非適用企業からの収益で国としての存続が可能と考える軽課税国は、そのまま、従来どおりの軽課税を継続するであろう。

本国（例えば日本）から軽課税国（例えばケイマン）に逃げ込むという行動に起因して、本国（日本）でその分を取り漏れているという問題は、実は、私見では、性質の異なる次の二つの問題が含まれているのではないかな、あるいは、次の二つの視点から考えるべきではないかな、と思われる。そのように思う理由は、タックス・ハイブンを対策税制——ないし軽課税国から生ずる問題への対処——の在り方ないし思想は、次の2点を防止することにあるべきと考えるからである。

- 1) 「実体のない所得」が本国（日本）から軽課税国（ケイマン）に逃げ込んでいるケース
- 2) 軽課税国（ケイマン）に実体らしきものはあるかもしれないが、その所得は、事業の実質からみて、本国（日本）に帰属し、本国に納税されるべきであるというケース

えば30%とする国内税法を有する国々から見れば、軽課税国の全てが15%で課税するようになったとしても、これらの国々から見れば、全てが解決されたとは考えないであろう。

なお、算定されたトップアップ税額は、資本持ち分に応じて、当該トップアップ税額を、最終親会社、中間持株会社に配分する。

1.2.5 グループ内での税額配分の注意点

調整対象税額の計算上、まず、受領配当に対する源泉税は、受領した事業者ではなく、配当を支払った事業者の対象税額とされる（モデルルール Article 4.3.2）。

また、各国のCFC税制（いわゆるタックス・ヘイブン対策税制）により親会社が納税した税額（親会社に合算された所得に対する親会社負担の税額）は、軽課税国所在の構成事業者自身の対象税額とされる（モデルルール Article 4.3.2）。ただし、受動所得については、一定の制限がある（モデルルール Article 4.3.3）。

1.3 UTPR

1.3.1 UTPRの趣旨・位置づけ

まず、IIRの概要は、次のとおりであった。すなわち、IIRとは、まず、多国籍企業についてトッ

▼ QDMTTにより、前述1)の所得に軽課税国が15%の適格国内最低税率課税を行う場合は、その課税額は、本国ではなく、軽課税国の税収となってしまう可能性はないのだろうか。もし、軽課税国の税収となってしまうなら、それは、日本のタックス・ヘイブン対策税制の思想ないし趣旨からすると、承服しがたい状況が発生していることになるのではないか。前述「1」の課税額は、その所得の性質から見て、親会社たる日本で課税すべきと、日本のタックス・ヘイブン対策税制は考えるであろうから、である*。

* モデルルール Article 4.3.3では、受動所得に関しては、対象税額に加算できる税額を制限している。このことによって、受動所得に対しては、能動所得に対するよりも、より強いペナルティを規定しているように見える。しかし、モデルルールのこの規程（税負担率を最大5%までに制限する規定）は、特に最終親会社の国（特に、わが国のタックス・ヘイブン対策税制の思想）から見た場合には、やや中途半端な規定に映るのではないか。その理由は、次の二つである。

まず、第一に、そのような所得は、全額日本の親会社に帰属すべき所得とするべきだからである。逆にいうならば、5%という少額な税負担さえも、現地の正当な課税とみるべきでない、というのが、日本のタックス・ヘイブン対策税制の考え方ではなからうか。

第二に、前述2)のケースは、移転価格の問題で取り扱うべき問題かもしれないからである。

つまり、前述2)のケースは、タックス・ヘイブン対策税制ではなく、移転価格税制、ないし、柱1のいずれかで、全額課税とするべきであるとの考え方もありうるのではないか。ただし、移転価格税制ないし柱1で扱うとなると、柱1と柱2の思想及び具体的な対象と計算規定が異なることから、逆に、整合的な取り扱いが困難となりうる。なぜなら、移転価格税制に代わって機能する柱1の規定と、軽課税国への逃げ込みを扱う柱2とでは、対象となる企業の閾値も異なる等違いが存在するからである。

前述の筆者の懸念に関しては、柱2の発案者（OECD）としては、実体控除で解決されている（対処できている）と考えているのかもしれない。しかし、前述2)のケースにつき、軽課税国の課税を若干ではあるが、認めるという点で、やはり、不十分のように見える。

柱2の仕組みは複雑である。その複雑さは、2021年12月公表のモデルルール、2022年3月公表のそのコメントリーが、大量の規定と解説書から出来上がっていることから、わかる。日本のタックス・ヘイブン対策税制も複雑である。複雑さという問題に加えて、柱2、すなわち、GloBE所得の規定、特に、適格国内最低税率課税の規定の位置づけが、上述した筆者の観点からみる限りは、必ずしも明確ではないように思われる。

プアップ税額を計算し、それに対して、IIRを適用することになる。そして、そのトップアップ税額（例：100）を、最終親会社が負担する（例：100のうち60を負担する例を挙げる）。GloBE ルールの趣旨は、15%よりも低い税負担となっている多国籍企業「グループ全体」に関して、15%まで引き上げることを目的とする。したがって、残りの40（100-60）について、グループメンバーから納税させることが必要となる。そこで、最終親会社が負担しきれない額（例：40）について、資本構成上、最終親会社よりも下位に位置する会社（中間会社）が負担することになる。例えば、残り40のうち30を中間会社が負担したとする。

ここで問題は、IIRではいまだ負担しきれない税額（本例では「10」）をどのようにして、徴収するかである。そこで、IIRの補完措置として、不足額（本例でいうと10）を徴収する制度が、UTPRである。

1.3.2 UTPRの内容

UTPRとは、一言で言うと、IIRによる課税が全うされない場合に、IIR以外の手段——すなわち、UTPR——によって、その課税不足額の納税を求めるものである。ここにいう「IIRによる課税が全うされない場合」とは、卑近な例を挙げると、例えば次の（1）及び（2）のような場合である。つまり、最終親会社が軽課税国にあるような場合は、当該最終親会社所在地国での税負担が15%に満たないという場合もありうる。そのような場合は、最低税率（15%）を下回る額相当額を、例えば、その最終親会社の子会社等の所在地国で課税するという例が考えられる。

- （1）最終親会社所在地国のIIRの実効税率が最低税率（15%）を下回る場合
- （2）最終親会社所在地国が、そもそもIIRを導入していない国である場合

1.3.3 UTPRとIIRとの違いのイメージ

IIRが適用される場面とUTPRが適用される場面とがどのように異なるのかについて、卑近な例でイメージすると、次の例がある。すなわち、まず、IIRの場合は、最終親会社が高税率国（例えばA国）に所在し、その子会社等が軽課税国（例えばB国）に所在する場合であり、子会社所在地国である軽課税国での税負担（例えば5%）が低いので、差額の10%（15% - 5%）を、最終親会社所在地国で、最終親会社が納税するというイメージである。他方、UTPRの場合は、最終親会社等が軽課税国（例えばB国）に所在し、その子会社等が高税率国（例えばA国）に所在する場合が一つの例であり、最終親会社所在地国である軽課税国（ここにいうB国）での税負担（例えば5%）が低く、かつ、当該軽課税国（ここにいうB国）には、IIRの制度が存在しないような場合である。この場合は、当該子会社等所在国が、その差額10%（15% - 5%）相当額を課税することになる。

1.3.4 UTPRの配分額

次に、適格UTPR導入国（UTPR jurisdiction）に対して行われるUTPRによる税の配分額は、次のように計算される。すなわち、ある適格UTPR導入国に所在する全構成事業体（以下、便宜

「A国所在構成事業体」という。)が、全ての適格UTPR導入国に所在する全構成事業体(以下、「構成事業体所在の全ての国」という。)の中に占める割合に相当する額が、「A国所在構成事業体」所在国に配分される。この場合、当該「割合」は、「被雇用者数」と「有形資産帳簿価格」の二つの要素を勘案して決定される。当該割合の具体的計算式は、次のとおりである。

[算式] 次の二つの割合を合計した割合によって配分される。

・被雇用者数の要素

$$50\% \times A \text{ 国所在構成事業体の被雇用者数} \div \text{構成事業体所在の全ての国の被雇用者数}$$

・有形資産の帳簿価格の要素

$$50\% \times A \text{ 国所在構成事業体の有形資産の帳簿価格} \div \text{構成事業体所在の全ての国の有形資産の帳簿価格}$$

1.3.5 課税手法

最後に、適格UTPR導入国に配分する計算手法は、次のとおりである。すなわち、これらの配分先の国において損金算入を否認するなどの調整手段を通じて、税が配分される。なお、UTPRの配分は、モデルルールに基づいて制定された各国(適格UTPR導入国)の国内法に規定される(モデルルールコメンタリー Article 2.4.1, para. 51)。

1.4 少額免除

GloBE所得が少額の場合には、GloBEルールの適用が免除される。この免除は、次の二つの要件が満たされることにより、適用される(モデルルール Article 5.5.2)。

- (1) 当年度とその前2年度の売上の平均が1000万ユーロ未満であること
- (2) 当年度とその前2年度のGloBE所得の平均が100万ユーロ以下か、損失であること

1.5 セーフ・ハーバー・ルール

セーフ・ハーバー・ルールは、今後規定される(モデルルール Article 8.2.1)(2022年6月現在、未公表)。

2 STTR

STTR (Subject to Tax Rule: 租税条約恩典否認ルール) とは、特定の支払いがその支払金の受領国で、最低税率(9%)の税負担をしていない場合には、すでに存在している租税条約の恩典を認めない制度である。この措置は、個別の支払いごとに判定して、(受領地国でなく)支払い地国で適用する。詳細は、今後公表予定。

3 申告

基本的に各事業体は、情報申告書を、会計年度末から原則として15か月以内に、提出しなければならない（モデルルール Article 8.1.1）。

4 今後の見通し

OECDの現時点での発表によれば、柱2の今後の予定については、次のようなスケジュールが発表されている。

- ・2022年（令和4年）各国国内法の改正
- ・2023年（令和5年）IIRの実施
- ・2024年（令和6年）UTPR実施

ただし、柱2の内容が複雑で、相互に絡み合った内容について、明確な整理のできていない部分もあり、一部に懸念が示されている。したがって、欧州や米国の動きに遅れが見える部分もあることから、前述の予定よりも早まることはあり得ず、柱1についてはむしろ、遅れることが予想される。なお、柱2については、遅れる可能性があるほかに、そもそもの問題として、低率課税国などから、反発が強まっている旨の報道もある¹²⁾。

[埼玉学園大学]

12) 低率課税国などから、反発が強まっている旨の記事とは、次の記事である。「……関係者の間では、法人最低税率もずれ込むとの見方がある。……税改革全体への不協和音が大きくなった一因は、法人最低税率に対しハンガリーなどの低税率国が反旗を翻したことにある。……」日本経済新聞2022年7月20日「G20『税の国際協調』綻び——デジタル課税に遅れ、法人最低税率も逆風——」参照。